

魚津市告示第115号

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正について

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成23年魚津市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月17日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前																
第1条・第2条 （略） （調査基準価格） 第3条 （略） 2 （略） 3 設計金額が200万円以上の委託業務の調査基準価格は、次に掲げる基準により算出した額とする。 （1） 次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額（千円未満の端数は、切り捨てる。複数の業種区分を一括して発注する場合においては、各業種区分についてそれぞれ算出した額の合計額）とする。ただし、当該合計額が、予定価格に <u>10分の8.1</u> （測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。以下「委託業務上限額」という。）を超える場合は委託業務上限額とし、予定価格に10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り上げる。以下「委託業務下限額」という。）に満たない場合は委託業務下限額とする。	第1条・第2条 （略） （調査基準価格） 第3条 （略） 2 （略） 3 設計金額が200万円以上の委託業務の調査基準価格は、次に掲げる基準により算出した額とする。 （1） 次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額（千円未満の端数は、切り捨てる。複数の業種区分を一括して発注する場合においては、各業種区分についてそれぞれ算出した額の合計額）とする。ただし、当該合計額が、予定価格に <u>10分の8</u> （測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。以下「委託業務上限額」という。）を超える場合は委託業務上限額とし、予定価格に10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り上げる。以下「委託業務下限額」という。）に満たない場合は委託業務下限額とする。																
<table> <tr> <th>業種区分</th><th>算出基礎</th></tr> <tr> <td>測量業務</td><td>直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>土木関係の建設 コンサルタント 業務</td><td>直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額</td></tr> </table>	業種区分	算出基礎	測量業務	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	（略）	（略）	土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	<table> <tr> <th>業種区分</th><th>算出基礎</th></tr> <tr> <td>測量業務</td><td>直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>土木関係の建設 コンサルタント 業務</td><td>直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額</td></tr> </table>	業種区分	算出基礎	測量業務	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額	（略）	（略）	土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額
業種区分	算出基礎																
測量業務	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額																
（略）	（略）																
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額																
業種区分	算出基礎																
測量業務	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額																
（略）	（略）																
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額																

改正後		改正前	
地質調査業務	直接調査費の額 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	地質調査業務	直接調査費の額 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額
補償関係コンサル ルタント業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	補償関係コンサル ルタント業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費等の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額
(2) (略)		(2) (略)	
第4条－第10条 (略)		第4条－第10条 (略)	
様式第1号の1－様式第3号 (略)		様式第1号の1－様式第3号 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知がなされた入札については、なお従前の例による。